

## —スポーツ指導者のためのリスクマネジメント—

### 1. 目的

- 「兵庫サッカーデー」サッカー祭りを通して、広く県民のみなさんにサッカーを始めとした交流の場を持つ。
- スポーツ指導者にとって、必要不可欠な知識と技能を身につける。

### 2. 日時

- 2008年10月11日(土) 13:30~15:00

### 3. 場所

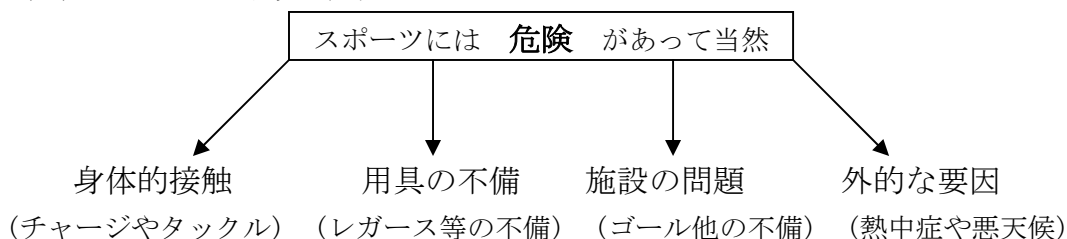
- ホームズスタジアム神戸 研修室

### 4. 講師

- 谷塚 哲 (Yatsuka Tetsu: 行政書士)  
SRU-REGISTA/スポーツ法務事務所 (スポーツ法務で検索可能)

### 5. 内容

#### (1) スポーツと事故・怪我



上記の通り、スポーツ(サッカー)は、危険と隣り合わせの中でプレーしている。そのため、指導者は、あらゆる面での安全に対する配慮が必要不可欠になってくる。

#### (2) スポーツに内在する危険

先にも述べたが、スポーツには危険(事故)があるのが大前提である。そこで、様々な問題が生じてくるが、固有のルール(例えばサッカーのルール)にのっとっての事故については **自己責任** になる。相手を怪我させる結果になっても、①と②では全く違う。

- ① 後方からのタックルで相手競技者を傷つける。
- ② ファールチャージされた相手競技者に腹を立てて殴る。

いくつかの具体例を挙げると、

種別・年代	内容(具体例)	見 解
大人の親睦野球 (男女混合)	防具無しの女性キャッチャーに、男性走者が衝突し怪我をさせた。男性	親睦であっても男性・女性の体格・運動能力の違いは明確であ

	に事故に対する責任を求めた。	る。女性の言い分を認めた。
年少児のサッカー	男女混合の中でゲーム中に怪我をした。	体格的・能力的に差が明確である。指導者はしっかりと判断してから指導にあたる。
自衛隊の柔道	柔道の大会で怪我をした。	隊員の柔道に対する実力・経験の差が明確であるので、主催者側に責任がある。

### (3) 指導者と安全配慮義務 I

子ども達を指導していく指導者には、子ども達を守る義務がある。その基本線に基づいて取り組むことが大切である。安全配慮義務・保護監督義務・注意義務などたくさん義務に縛られている面がある。

諸活動をしていく中で、危険なことに対する予見可能性・回避可能性についても配慮していく必要がある。そこで、どこまで指導者は注意義務を要求されるのか？などいくつかの具体例を挙げていく。



谷塚 哲 先生

#### ① 4歳男子の綱引きの事例

綱引きの最中に綱に指が絡まり切断した。これについては、指導者の安全配慮義務が欠けていた。4歳の子どもには、事故の予見可能性が極めて難しいため、いつでも指導者が危険を回避できる状況を作っておかなくてはならない。

#### ② 中学生ソフトボールの事例

トスバッティング中に、数メートル前のピッチャーの目にボールが当たった。担当の先生は不在だった。ここでの見解は、先生はほぼ連日指導に携わっていた。いつも通りのプログラムに沿った練習メニューを行っていた。併せて、事前に練習に関する説明を伝えていた。結果としては生徒の自己責任になった。

#### ③ 高校1年生野球部員の事例

川に流されたボールを網を持って取りに行った。足を踏みはずし溺れた。高校生では、十分に危険に対して予見や回避する能力を持ち合わせているため、自分の判断ミスとして自己責任になった。

#### ④ 大学生に関して

この年代になると、年に数回危険なことや安全に対しての説明や注意を行っていれば、大学生個人（自己責任）の責任になる。

年代別に挙げたが、この事例が全てではないという解釈が必要である。広く言われ

ているのには、

### 12・13歳以下には責任能力はない

そこで、指導者は指導する年代に応じた安全配慮を計画・実践していかななくてはならない。例えば、子ども達だけでの練習ならば、できる範囲をはっきりさせて時間やプログラムを詳細に伝えて、安全配慮義務に努める必要がある。

練習や試合会場への移動時については、“基本的には保護者の責任”である。移動するのにもいくつかのパターンが考えられる。① 家から現地まで保護者が送迎する。② 一度全員が集まり保護者が送迎する。③ ②の形態で分乗して保護者が送迎する。などがある。保護者の自主的や指導者からの依頼によっても責任の所在が変わってくる。保護者の善意であっても、一般の親は子どもを守る義務がある。加えて、日本の自動車については、自賠責保険が義務付けられている。それに、任意保険の加入もある。基本線は先に述べている“保護者の責任”であるが、様々な観点から判断することになる。

#### (4) 指導者と安全配慮義務 II

安全配慮義務という言葉が何度も出ている。健康・天災・学校・クラブ・施設等本当にたくさんのことについて考えていく必要がある。

① 健康に関して、熱中症は夏季だけでなく11月でも死亡例がある。体内の熱が急上昇すると危険な状態になる。熱中症対策についての知識は、指導者にとっては当然のこととして理解されている現状である。再度確認をしていく必要がある。

② 天災に関して、サッカー現場で実際に大きな事故として今もなお課題がある。小学生の図書室にある「雷の仕組み」の中で“雷が危ない”という認識は小学生年代での知識として十分に持ち合わせている。

大阪での事故は、安全配慮義務に問題があったと結論づけた。日本の課外活動の中で教師の責任が認められた初のケースである。雷については、○当日の朝の天候を確認する。○必要に応じて天候のチェック（インターネット・ラジオ）をする。○雷の対処法、ルール、方策を決めておく。併せて保険に加入しておくのも好ましい。



#### 2種関係者の質問(雷対応)

③ 施設に関して、サッカーゴールやスイミングスクールのシャワー室を挙げる。ゴールの腐食部分にボールが当たり、その破片が子どもの目に入る事故。シャワー室で滑って転倒する事故。どちらも安全配慮に欠けている。定期的な施設点検や「滑りやすい」といった安全表示が必要である。

## (5) 保険について

始めのところでも紹介しているが、「スポーツには危険があって当然」である。」のスタンスにたって考えると、傷害保険や損害賠償保険は大切なものとなる。サッカーだけに限らず、そのスポーツを行う中で自分の安全安心のためにも保険は大切である。下に挙げている民法710条の条文からも考えていく。

ただ単に保険に加入しているから大丈夫といった考えではいけない。サッカーの危険度にあった内容の保険に加入することが必要である。そこで、保護者への説明責任として、①何故 ②何のために ③どのような内容の等の説明をはっきりすると同時に保険に関してだけでなく、指導者(クラブ)のスタンスをしっかりと伝えておく。

**民法第710条**：他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

保険にかかわる中で、補償(代償)に目が行くが、その前に指導者の説明不足や謝罪が無いことで大きなトラブルになっていることが多い。普段から連絡を蜜に取り合う中で、保護者とのコミュニケーション(信頼関係の構築)をとっておくことが指導者に求められている。

例えば、頭部・胸部・腹部を強く打ったときは、その時には大丈夫と判断しても必ず保護者にはそのことを伝えておく。数日たって症状が現れることもあるので、危険部位に関しては報告義務を考えておく。

ここでは使用者責任(クラブ・学校・協会)についても説明があった。一個人よりその所属団体の責任能力が高いことである。雷の事故でもそれが適用された。

## (6) 質疑応答

### ① 2種関係者から

問い：雷の件で、自己責任や中止判断や日程のやりくりの難しさをどうするか？

返答：スポーツの現場で死傷者を出してはいけない。結局は裁判官が法に則って判断処置する。法律の現場とスポーツの現場では、立場の違いから言い分が平行線のことが多い。これはスポーツ指導者だけの課題ではないが、確たることとして言い切れない。

問い：技能・能力の違いがあるU15とU18の選手交流の安全配慮義務は？

返答：学校等で判断された生徒であるが、事故があったときに企画者としてなぜ出場を止めなかったのかと責任を問われる可能性がある。それらをすり合わせた対応がこれからの課題である。

### ② キッズ関係者から

問い：指導する中で、様々な問題場面を考えた場合、少し



オーバー気味（過大に）に評価し取り組んでいる。

返答：全て妥当とは言い切れないが、その対応がこれから大切になってくる。

### ③ クラブ関係者から

問い：雷注意報ではどこが、どこまでの判断をするのか？中止を求めても代償となる会場や時間の確保を考えると中々聞き入れてもらえない現状がある。

返答：今の社会通念上での見解では、この説明では全く通用しない。計画を立てる時点で、会場や天候に対する指針を明確に提示し、運営・指導する者として管理責任を明確にしておくことが求められている。雷に対する基本的指針は、日本サッカー協会がすでに提示している。



### ④ クラブ関係者から



問い：クラブの子どもの送迎時のクラブの責任は？

返答：先にも説明したが、基本的には家から会場までは保護者の責任。ただ、クラブと保護者の間で今までに善意の送迎としてもどのような慣習があったのかが問題となる。クラブが依頼したときは、責任が生じる。

### ⑤ 協会関係者から

問い：任意の団体としての責任は、どこまで、どのようにしてあるのか？

返答：任意の団体は、代表者個人に責任がいく。法人格（財団、社団、NPO等）を取得していれば、個人の責任を法人が受けていく。そして、法人格があるほうが責任の所在がはっきりする。すなわち、これがリスクマネジメントである。



### (7) 終わりに



最後に、加藤氏（HFAスポーツクラブプロジェクトリーダー）からのお話の中で、スポーツ指導者と法律の立場や現状の違いが幾つか挙がった。現時点での平行線になっている所にもしっかりと目を向け、指導者全員が事故や怪我に対する安全配慮等を十分に理解するとともに納得して今後も取り組んで欲しい。と締めくくられた。

## 6. その他

研修会終了後も谷塚先生に質問する聴衆がいてこの講演が実り多いものと改めて感じられた。場所を別にしての雑談の中で、先生から地域に根ざしたクラブの育成のためにお金だけでなく、様々な援助（運営にかかわる方法や手立て）を行って行きたい。それらをつづった書物を計画している。

加藤氏からは、今回のサッカーデーで、ホームズスタジアムのメイン会場が計画通り使用出来なかったのは、正に「リスクマネジメント」によるところが多いのではないかとまず何を考え、計画し、次にどう取り組み、動いていくか等など。そして、はっきりとした契約を締結することの重要性も指摘された。子ども達に夢を与えるサッカー（スポーツ）を通して、より多くの県民が楽しめる場を今後とも求め提供していくことが、我々に与えられた課題であると改めて感じた「第2回サッカーデー」でした。

(記録担当:高橋郁夫・向倫子)

